別紙

保護林設定管理要領

第1 趣旨

森林に対する国民の要請の高度化・多様化に伴う平成元年の保護林制度改正から 四半世紀が経過し、この間、生物多様性保全に関する科学的知見や保護地域の管理 手法が進歩するなど保護林制度をめぐる状況は大きく変化した。

このような変化に対応しつつ国有林野内の森林生態系や希少な野生生物を将来にわたって保護・管理していくため、森林生態系や個体群の持続性に着目した分かりやすく効果的な保護林区分の導入、簡素で効率的な管理体制の再構築、森林生態系を復元する考え方の導入など、今後の保護林の設定・管理における基本的な考え方について定め、もって国有林野における生物多様性の保全に寄与するものとする。

第2 用語の定義

この要領における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 原生的な天然林

伐採記録がない又は伐採記録がない近傍区域と同様の林況を示す天然林。

なお、上層木、下層植生等の一部に人為、移入種等による影響が生じている天然林であっても、当該天然林が特に保護・管理すべき固有の森林生態系を構成している場合はこれに含む。

2 復元

世界的な価値を有しているものの、人為、災害又は同種個体群からの孤立等により自立的復元力を失った森林を対象に、専門家の科学的知見に基づく意見を踏まえつつ、目標林型及び技術的手法を定め、それを基にした順応的管理により長期にわたる森林施業等の実施を通じて、潜在的自然植生を基本とした生物群集へ誘導すること。

3 モニタリング

設定後の保護林の状況を的確に把握し、保護林の設定目的に照らして保護林を評価するため「保護林等整備・保全対策実施要領」(平成22年4月9日付け21林国経第64号林野庁長官通達)に定められている「保護林モニタリング調査マニュアル」に基づき実施する継続的な調査

第3 保護林の区分

保護林は、その目的に応じて、森林生態系保護地域、生物群集保護林及び希少個 体群保護林に区分するものとする。

第4 保護林の設定及び管理

- 1 森林生態系保護地域
 - (1) 目的

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした、森林生態系としてのまとまりを持つ区域であって、原則として2,000~クタール以上の規模を有するもの(ただし、島しょ、半島等特殊な環境にあっては、原則として500~クタール以上の規模を有するものとする。)のうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を森林生態系保護地域として設定することができるものとする。

なお、設定する区域には、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天 然林と一体的に保護・管理すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含めること ができるものとする。

(3) 地带区分

森林生態系保護地域は、一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。

ア 保存地区は、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とする区域とする。

イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の 役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区 と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理する ことが相応な人工林を含めることができるものとする。

(4) 取扱いの方針

森林生態系保護地域の保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。

ア 保存地区

原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

イ 保全利用地区

- (ア) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層 林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行 を図るものとする。
- (イ) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・ 管理することができるものとする。
- ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。
 - (ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他の公益上の事由 により必要と認められる行為((エ)に掲げるものを除く。)
 - (イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧 及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる 行為

- (ウ) 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為
- (エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置
- (オ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出
- (カ) 標識類の設置等
- (キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(5) その他

ア 森林生態系保護地域に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるため、原則として皆伐及び漸伐(以下「皆伐等」という。) による施業は行わないものとし、複層伐及び択伐を中心とした育成複層林 施業又は天然生林施業を行うものとする。

イ 森林生態系保護地域の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要 に応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。

ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

2 生物群集保護林

(1) 目的

地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、野生生物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当するもののうち、(1)の目的から特に保護・管理を必要とする区域を生物群集保護林として設定することができるものとする。

ア 自然状態が十分保存された天然林を主体とした、地域固有の生物群集が まとまりを持って存在する区域であって、原則として300ヘクタール以上 の規模を有するもの

イ 自然状態が十分保存された天然林を中心に、地域固有の生物群集が存在 し、今後、復元の取組が見込まれる森林を周辺部に包含する区域であって、 原則として1,000~クタール以上の規模を有するもの

なお、設定する区域には、自然状態が十分保存された天然林と一体的に保護・管理すべき草地、湿地、高山帯、岩石地等を含めることができるものとする。

(3) 地带区分

生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りでない。

ア 保存地区は、自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域とする。

イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の 役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区 と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理する ことが相応な人工林を含めることができるものとする。

(4) 取扱いの方針

生物群集保護林の保存地区及び保全利用地区の取扱いは次のとおりとする。

ア 保存地区

原則として人為を加えずに自然の推移に委ねるものとする。

イ 保全利用地区

- (ア) 天然林については保存地区と同様とし、人工林については育成複層 林施業等を行うことができるものとして、将来的には天然林への移行 を図るものとする。
- (4) 必要に応じて草地、湿地、高山帯、岩石地等の特異な環境を保護・ 管理することができるものとする。
- ウ 次に掲げる行為については、必要に応じて行うことができるものとする。
 - (ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、復元、その他公益上の事由により必要と認められる行為((エ)に掲げるものを除く。)
 - (イ) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧 及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる 行為
 - (ウ) 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為
 - (エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置
 - (オ) 保全利用地区における枯損木及び被害木の伐倒・搬出
 - (カ) 標識類の設置等
 - (キ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(5) 復元

復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の取扱いは次のとおりと する。

ア 復元計画の策定

森林管理局長は、第6の2の(2)の規定により設置される保護林復元部会の意見を踏まえ、復元を行うことが必要と認められる生物群集保護林の復元方法等について取りまとめ、これに基づき次の事項を含む復元計画を策定するものとする。

- (ア) 復元の意義・目的
- (イ) 対象森林の現況と目標林型
- (ウ) 復元対象区域
- (エ) 復元手法・取組方針
- (オ) 実行管理体制
- イ 林野庁との調整

森林管理局長は、復元を行おうとする場合は、あらかじめ意見を付して 林野庁長官の意見を聴くものとする。

ウ 情報の発信

地域住民等を含む国民に向けた取組説明会を定期的に開催し、復元に向けた取組、蓄積された復元技術等について、広く情報発信するものとする。

(6) その他

- ア 生物群集保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境の 変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、複 層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うものと する。
- イ 生物群集保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に応 じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。
- ウ 保全利用地区は、原則として地勢線を介し保存地区の周囲を全て取り囲むよう設定するものとする。ただし、森林の状況、立地条件等からみて、保全利用地区が保存地区の周囲を全て取り囲まなくても保存地区に外部の影響が及ばないと認められる場合を除くことができるものとする。

3 希少個体群保護林

(1) 目的

希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理することにより、当該野生生物個体群(以下「個体群」という。)の持続性を向上させ、野生生物の保護、遺伝資源の保護、学術の研究等に資することを目的とする。

(2) 設定の基本的な考え方

森林管理局長は、次の各号のいずれかに該当する個体群を有し、原則として 当該個体群がその存続に必要な条件を含む 5 ha以上の区域のうち、(1)の目的 から特に保護・管理を必要とする区域を希少個体群保護林として設定すること ができるものとする。設定に際しては野生生物の生育・生息地の他に、個体群 の存続に必要となる更新適地等に配慮するものとする。

- ア 希少化している個体群
- イ 分布限界域等に位置する個体群
- ウ 他の個体群から隔離された同種個体群
- エ 遺伝資源の保護を目的とする個体群
- オ 草地、湿地、高山帯、岩石地等、特殊な立地条件の下に成立している個 体群
- カ 温暖化等の影響により将来的に消失が懸念される個体群
- キ その他保護が必要と認められる個体群

なお、目的とする個体群の消失が懸念される危機的な森林等で、遺伝的に関連のある個体群の生育・生息地、更新適地等が周辺に飛び地として存在する場合には、野生生物の存続に必要な個体群の集合体(メタ個体群)を保護するこ

とを目的に、核となる森林等の周辺の当該飛び地を同一の希少個体群保護林として設定し、保護・管理することができるものとする。

(3) 取扱いの方針

- ア 個体群の状況に応じ次により取り扱うものとする。
 - (ア) 目的とする個体群の保護・増殖に必要な森林施業は可能とする。
 - (イ) 一時的な裸地の出現等、遷移過程におけるかく乱が対象個体群の持続的な生育・生息に不可欠な場合には、必要な森林施業を行うことにより、人為による環境創出等を行うことができるものとする。
- イ次に掲げる行為については必要に応じて行うことができるものとする。
 - (ア) 学術の研究、自然観察教育、遺伝資源の利用、その他公益上の事由 により必要と認められる行為 ((エ)に掲げるものを除く。)
 - (4) 山火事の消火、大規模な林地崩壊・地すべり・噴火等の災害の復旧 及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる 行為
 - (ウ) 鳥獣・病害虫被害及び移入種対策として必要と認められる行為
 - (エ) 学術の研究、自然観察教育等のための軽微な施設の設置
 - (オ) 標識類の設置等
 - (カ) その他法令等の規定に基づき行うべき行為

(4) その他

- ア 希少個体群保護林に外接する森林においては、当該保護林の急激な環境 の変化を避けるため、原則として皆伐等による施業は行わないものとし、 複層伐及び択伐を中心とした育成複層林施業又は天然生林施業を行うもの とする。ただし、当該保護林の環境創出等のために皆伐等が必要と認めら れる場合を除くものとする。
- イ 希少個体群保護林の区域は、原則として地勢線によるものとし、必要に 応じ区域を明確にするため、標識の設置を行うものとする。
- ウ 断片化した生息地の最外部が全く異質な外側の環境に直接さらされることにより生息地内部に及ぶ影響(エッジ効果)が最小となるよう区域の形状に配慮するものとする。

第5 モニタリング

- 1 森林管理局長は、モニタリング、その他簡素な現況調査により既に設定した保護林の状況を的確に把握するものとする。
- 2 モニタリングは、各保護林の状況を勘案し、以下のいずれかの間隔で実施する ものとする。
 - (1) 5年未満ごと 近い将来に当該地域における絶滅の危険性が極めて高い個体群を保護してい る保護林
 - (2) 5年ごと

- ア 遷移の途中段階にある保護林
- イ 復元を行っている保護林
- ウ 保護対象の個体群の持続性に問題がある保護林
- エ 保護林外部からの影響を受けている保護林
- オ 鳥獣・病害虫被害及び移入種による影響が顕著にある保護林
- カ 温暖化による影響が顕著にある保護林
- キ その他、短期間で大きな変化が想定される保護林
- (3) 10年ごと
 - (1) 及び(2) に該当しない保護林
- 3 モニタリングは、国有林野施業実施計画(以下「実施計画」という。)策定作業の前年度までに実施するものとする。また、10年ごとのモニタリングとした場合に生ずるモニタリングが行われない実施計画策定の周期においては、実施計画策定作業の前年度までに森林官等による巡視、定点撮影、遠隔地については空中写真の確認等の簡素な現況調査を行うものとする。
- 4 植生が極めて安定している等大きな変化が想定されない保護林については、予定されているモニタリングの実施の前年度における第6の1の規定により設置される保護林管理委員会において、翌年のモニタリングの必要性の有無について意見を聴いた上で、次期モニタリング周期においてモニタリングを実施することができるものとする。
- 5 モニタリング等により保護林の状況に変化が確認された場合は、速やかに第7 の3の規定による手続による変更等を行うものとする。

第6 保護林管理委員会

1 保護林管理委員会の設置及び検討事項

森林管理局長は、保護林の設定、変更、廃止、管理及びモニタリング等に関する事項並びに保護林に関連する生物多様性の保全について検討を行うため、保護林管理委員会(以下「管理委員会」という。)を設置し、意見を求めるものとする。

- 2 管理委員会の構成及び部会等の設置
 - (1) 管理委員会の構成

管理委員会は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方公共団体等のうち、森林管理局長が選任した者で構成するものとする。

(2) 部会等の設置

森林管理局長は、必要に応じて管理委員会の下に専門的な検討を行うための 部会等を置くことができるものとする。

ただし、復元を行おうとする場合には、森林管理局長は、管理委員会の下に 保護林復元部会(以下「復元部会」という。)を復元対象保護林ごとに設置す るものとする。復元部会は、森林・林業や自然環境に関する専門家、関係地方 公共団体、地域の関係者等のうち、森林管理局長が選任した者で構成し、復元 すべき目標林型、復元手法等について検討するものとする。

3 留意事項

- (1) 二以上の森林管理局の管轄区域にわたる事項を検討する場合には、関係する 森林管理局の管理委員会を合同で開催すること等により十分に意思疎通を図 り、事項に係る取扱いの統一を図るものとする。
- (2) 森林管理局長は、簡素で効率的な管理体制の下で保護林の保護・管理を行うため、管理委員会の下に置く部会等については必要最小限とするものとする。

第7 保護林管理方針書

1 作成

森林管理局長は、保護林を設定しようとする場合には、予定箇所についての資料の収集及び必要な調査を実施し、これに基づき保護林ごとに次の事項を内容とする保護林管理方針書(以下「管理方針書」という。)(別紙様式)を作成するものとする。

- (1) 名称
- (2) 面積
- (3) 設定年月日、変更年月日
- (4) 位置及び区域(森林生態系保護地域及び生物群集保護林においては保存地区、 保全利用地区のそれぞれの位置及び区域)
- (5) 保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項
- (6) 保護・管理及び利用に関する事項
- (7) モニタリングの実施間隔及び留意事項
- (8) 法令等に基づく指定概況
- (9) その他留意事項
- 2 取扱い

管理方針書は、保護林の管理に活用するほか、管理委員会の参考資料として取り扱うものとする。

3 変更

保護林に係る状況に変化が生じた場合は、管理方針書にその内容を反映するものとし、必要に応じて保護林の変更又は廃止の手続を執るものとする。

第8 民有林との連携

- 1 設定しようとする保護林が民有林と隣接又は近接し、一体として森林生態系の 保護・管理を行うことが可能となる場合には、あらかじめ関係地方公共団体等に 対して当該保護林の目的、保護・管理手法等を説明し、必要に応じて助言を行い、 保護・管理水準の確保に努めるものとする。
- 2 民有林内に分散している国有林を保護林に設定しようとする際、民有林において国有林と同等の管理水準が確保される場合には、分散している国有林の合算面積を保護林設定時の面積要件とすることができるものとする。

第9 国際基準への対応

原則として全ての保護林について、国際基準として認知されている保護地域管理カテゴリーに分類した上で、世界各国の保護地域に関する情報が集計されている国際的なデータベースへの登録を進めていくものとする。

第10 その他

- 1 自然環境保全地域、天然記念物等法令に基づき区域指定が行われている区域についても、各保護林の要件を満たす場合には保護林の設定を行い、国有林野事業としての位置付けを明確にした上で、適切な保護・管理を行うものとする。関係する省庁、地方自治体等とは必要に応じて情報交換を行い、一体的な保護林の保護・管理に努めるものとする。
- 2 保護林制度、管内保護林の概況等に関して積極的に国民に情報発信を行い、国 有林の取組に対する国民の理解を深めるものとする。特に保護林内で森林施業を 行う場合には、あらかじめその目的、計画等について科学的な根拠を提示するな ど丁寧に情報を発信するものとする。
- 3 森林管理局長は、それぞれの保護林について名称を付すものとする。名称は、 その保護の対象が分かりやすいものとし、原則として森林生態系保護地域及び生 物群集保護林に関しては、地域、山地、河川名等を付した名称、希少個体群保護 林に関しては、地域及び保護対象野生生物名又は保護対象野生生物名のみを付し た名称とするものとする。
- 4 森林管理局長は、管理方針書を森林管理署長、支署長、森林管理事務所長、森林技術・支援センター所長、森林生態系保全センター所長及び森林ふれあい推進センター所長(以下「森林管理署長等」という。)に周知徹底するとともに、常に保護林の現状を把握し、その適切な保護・管理が行われるよう、森林管理署長等を指導するものとする。
- 5 それぞれの保護林におけるモニタリング、山火事警防等の巡視活動、普及啓発 活動等については、民間のボランティア活動により実施することができるものと する。
- 6 森林管理局長は、保護林の適切な保護・管理のために専門的知見を有する人材 を育成するものとする。